

吉備国際大学における新型コロナウイルス感染症対策について

令和2年3月18日制定
令和2年3月25日改訂

吉備国際大学
学長 眞山 滋志
健康管理センター長 森信 繁

このたびの新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、本学の学生、教職員および関係者の安全を確保し、健全な大学運営を行うとともに、感染防止のための大学の社会的責任を果たすことを目的に、下記のとおり本学の対策について制定する。

なお、令和2年度の授業開始にあたっては、令和2年3月24日付け文部科学省高等教育局長通知「令和2年度における大学等の授業の開始等について」に基づき、感染拡大の防止のため、日常において、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が重なることを徹底的に回避する対策を講じることとする。

1. 感染防止の医学的・疫学的・一般的指示

- 1) 各所に設置してある消毒液でこまめに手指消毒を行う。
- 2) 手洗い（石鹸で20秒以上）・うがい・咳エチケットを徹底する。
- 3) 寒気・咳・のどの痛みなどの症状が出た場合には登校せず、自宅で休む。
- 4) 外出時は、マスクを着用する。
- 5) 海外への渡航の禁止

2. 授業への対応と実施方法（集団感染を防ぐため）

- 1) 出席：上記1.3)の風邪症状がある学生は出席しない。教員は、学生の健康状況を注意し、症状のある学生を確認した場合は休むよう指導する。
- 2) 消毒：アルコール消毒液を建物入口等に設置し、入室時に手指の消毒をするよう指導する。
- 3) 換気：授業中は、教室前後の窓とドア4か所以上を開けて定期的な換気を行う。
授業終了後、担当教員は教室前後の窓とドア4か所以上を開けて退出する。（次の利用者が適宜閉める。）
- 4) 教室等：座席は、可能な限り半径1mを目安に間隔をあけて着席させ、感染が確認された際に濃厚接触者の確認を容易に行えるよう、学生番号順に着席をさせる。
受講者数により、必要な場合は教務課に相談し、教室を変更する。
- 5) 授業方法：
 - ①教員・学生ともに、可能な限りマスクの着用を心がける。
 - ②対面での近距離の会話を避ける。
 - ③講義形式や方法を注意する。（グループワーク、討論形式のアクティブラーニング、小テストや資料の配付・回収行為など）
 - ④学内実習・実技指導の授業
感染の可能性が高い学内実習や実技指導などについては、学科長を中心に学科内で担当教員と検討し、授業計画の順序の変更や授業日程の変更など、感染防止のための工夫をすること。
 - ⑤学外実習
学外実習を行う際には、事前に、実習時の感染防止に関する注意、および感染または感染が疑われる場合などの対応について指導を徹底する。また、感染が確認された場合は、実習施設と連携を密にとり、当該地域の保健所の指示に従って、大学として適切な対応をとることとする。

3. 新型コロナウイルス感染症の影響による授業欠席の取り扱い

本学「自己都合によらない授業欠席の取り扱いに関する申し合わせ」第2条の取り扱いにより、所定の様式により手続きを行い、かつ必要な課題等を提出した場合は、出席として取り扱う。ただし、出席と認める授業欠席は、原則最大で授業回数の3分の1までとする。またこの対応については、感染拡大の状況により、随時対応を協議して追加、変更をすることがある。この措置の期間は、新型コロナウイルス感染症の感染が終息するまでとする。

【出席として取り扱う授業欠席】

- 1) 新型コロナウイルス感染症に感染した場合の授業欠席（出席停止）
- 2) 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者と特定された場合の授業欠席（出席停止）
- 3) 新入留学生、在學生で日本への入国制限のため、日本へ入国（帰国）できない期間の授業欠席
- 4) 留学生・海外渡航した日本人学生で、2週間の健康観察期間を要請した場合の授業欠席
- 5) 発熱や風邪の症状で欠席した場合の授業欠席（感染拡大防止の観点から）
ただし、必ず事前に、欠席の連絡を学生課またはチューター・ゼミ担当教員にすること。医療機関の診断書または受診したことがわかるものが提示できる場合は提出すること。なお、4日以上継続した場合は、チューター・ゼミ担当教員が状況を確認した上で、必要な場合は最寄りの保健所または医療機関等に相談、連絡する。
- 6) 重症化するリスクが高い基礎疾患等（糖尿病、心不全、呼吸器疾患、透析を受けている、抗がん剤等を用いている）がある学生が、主治医と相談の上、登校すべきでないと判断された場合の授業欠席

【手続き方法】

学生課・各キャンパス事務室で所定の様式により申請手続きを行う。申請期限は、授業に出席できる状態となって5日以内とする。

4. 研究室・事務室内・窓口等での対応について

- ・常に換気を心がける。
- ・近距離での会話を避ける。
- ・年齢を問わず、基礎疾患（糖尿病、高血圧、心血管疾患、慢性呼吸器疾患、癌）のある人は感染後の重篤化のリスクが高いため窓口対応避ける。
- ・感染が確認された際に濃厚接触者の確認を容易に行えるよう、対応者は必ず来訪者（学生・業者等）の氏名、日時を記録しておく。

5. 会議・ミーティング・イベント等の実施について

- ・上記2及び3に準拠する。
- ・ガルーンでの開催で差し支えない会議・ミーティングについては、ガルーンで実施する。
- ・イベントを開催する場合は、その開催の必要性について検討するとともに実施方法を工夫する。

6. 学生、教職員が感染した時の対応について（学内の場合、学外の場合等）

1) 電話にて大学・各市町村相談窓口へ連絡（登校・出勤の停止）

学生：学生課 0866-22-7420

教職員：高梁キャンパス：庶務課 0866-22-7404

岡山キャンパス：事務室 086-207-2911

南あわじ志知キャンパス：事務室 0799-42-4700

岡山駅前キャンパス：留学生別科事務室 086-231-3538

2) 相談窓口

高梁キャンパス：備北保健所 0866-21-2836

岡山キャンパス、岡山駅前キャンパス：岡山市保健所 086-803-1360

南あわじ志知キャンパス：24時間対応コールセンター 078-362-9988

洲本健康福祉事務所 0799-26-2062

※その後の対応については、保健所等の指示に従い行動する。

3) 学内対応

学内から感染者が出た場合は、直ちにそのキャンパス（順正高等看護福祉専門学校を含む）の授業をすべて休講とし、学内の消毒作業を行う。

授業再開については休講期限を設けず、目的が立った時点で再開とする。その際は、ガールーン並びにユニバーサルパスポートにて通知する。

① 学生

濃厚接触者と判断された者は2週間の自宅待機とし、保健所等の指示に従う。

② 教職員

濃厚接触者と判断された者は2週間の自宅待機とし、保健所等の指示に従う。

7. 教職員の対応について

学園内通知「新型コロナウイルス感染症に関する本学教職員への対応について」による。

8. 海外渡航について

公用・私用を問わず、当面の間禁止とする。

9. その他

1) 食堂は、当分の間、全キャンパスの営業を弁当販売のみとし、食堂内の利用を禁止（高梁キャンパス、南あわじ志知キャンパス）・一部利用に制限（岡山キャンパス）とする。

2) 学内の歓談スペースの利用制限

① 6号館地階のラウンジのテーブルと椅子は撤去する。

② 5号館のテーブルは撤去し、椅子のみの利用とする。

③ 開空のテーブルは一部撤去する。

3) 図書館・ラーニングcommonsでの対面使用配置の制限

4) トイレのドアやエレベーターのボタンは定期的に消毒する。（清掃業者）